

法令及び判例ニュース  
(N.º 5-09)

A.) 法令 — ブラジルの租税体系 [その 5]

1.4..- 商品とサービス流通関連取引税 (IMPOSTO SOBRE OPERAÇÕES RELATIVAS À CIRCULAÇÃO DE MERCADORIAS E SOBRE PRESTAÇÃO DE SERVIÇOS DE TRANSPORTE INTERESTADUAL E INTERMUNICIPAL E DE COMUNICAÇÃO – ICMS)

1.4.1.- はじめに

一般に商品流通税(ICMS)と呼ばれているが、ポルトガル語の正しい名称は上記の通り非常に長いため、本稿では流通税と略して呼ぶ。

流通税は連邦憲法第の 155、II により、州、首都、連邦直管轄地域が徴収できる租税であるが、当国は連邦共和国であり、各州が独自に流通税法等の制定権を持ち、州により規定内容が違うケースもある。

経済開発を目的とした企業誘致のため、流通税の免税或いは減税による州間の租税戦争 (GERRA FISCAL)を回避するため、75 年の補足令 (Lei Complementar 24) は流通税の免税或いは減税等の制定は全州財務長官会議で承認された内容だけが有効と規定している。

しかし、本規定はほとんど無視されている現状から、流通税を連邦 (UNIÃO FEDERAL) へ徴収権を移し、付加価値税への変更案 (REFORMA TRIBUTÁRIA) も国会で議論されているが、各州の主要財源である流通税が連邦へ移った場合、財政面で州の独立性が失われる可能性と、商品を生産する州と消費する州の付加価値税への参加権利の調整が進まず、改正案の検討は中止状態と言える。

1.4.2 — 法規

連邦租税法典 (CÓDIGO TRIBUTÁRIO NACIONAL – CTN) の第 52 から 58 条に流通税に関する基本規定が制定されていたが、68 年の補足令 (Decreto Lei n.º 406) 他で改正された。

サン、パウロ州は 2000 年の細則令 (Decreto n.º 45.490) に流通税の規則を制定している。

以下は憲法と租税法典をベースとした内容である。

1.4.3.- 概要

a.- 課税対象

商品の流通、州或いは郡間の運輸と通信に関する取引 (OPERAÇÃO) が対象となり、国外で開始された取引も課税対象となる。

b.- 納税義務の発生 (FATO GERADOR)

- 1.- 国外からの商品或いは物品の通関又はサービスを受けた時;
- 2.- 納税者の出荷、食事又は飲料品の提供、運輸或いは通信サービス提供の開始時;
- 3.- 商品の所有権の譲渡、不正輸入品の競売での落札時;

4.- 他州からの石油燃料と潤滑油、電力の購入時;

c.- **納税者 (CONTRIBUINTE)**

工業製品の製造者; 商人; 農産物の生産者; 輸入業者(INDUSTRIAL, COMERCIANTE, PRODUTOR E IMPORTADOR); 食事、飲料品を販売供給する食堂、バー等類似業者と国外から商品、物品或いはサービスを輸入した個人又は法人が納税者である。

d.- **税率**

1.- 憲法の規定により、上院の決議で州内取引(OPERAÇÃO INTERNA)の最低税率と州間の紛争を防ぐ為に州外取引(OPERAÇÃO INTERESTADUAL)の最高税率を制定する。

2.- 現在 州間取引の税率は 12% で州内取引は 18% となっているが、州外取引でも、購入者の消費或いは使用向け商品の流通は州内取引と同等に取り扱われ 18% 課税される。

3.- サン、パウロ州から北、北東、中央西地域の州とエスピリト、サント州向ければ 7%、商品により課税対象金額(BASE DE CALCULO)が低く制定されており、税率が更に低くなる。

4.- 商品を消費する州は州内取引税率と州間取引税率との差額を徴収する。

e.- **非累積性(NÃO CUMULATIVIDADE)**

工業製品税(IPI)の非累積性の原則と同じ様に、前取引(OPERAÇÃO ANTERIOR)で支払った税額は、取引に対する税額から差し引き相殺できる

f.- **非課税取引 (NÃO INCIDÊNCIA) 又は取引の免税(ISENÇÃO)**

法律で特別に認められているケースを除き、非課税取引と取引の免税の場合、前取引で支払った税額の維持と相殺を認めず、税帳簿の債権(CRÉDITO)が解消となる。

g.- **商品(MERCADORIA)の輸出**

国外輸出向け商品は免税 (CF 155, 2º, X a) となり、前取引で支払った税額の債権維持(MANUTENÇÃO DE CRÉDITO)と利用が認められている。

h.- **その他**

1.- 商品とサービスの必要性に従い、税率を制定できる。

2.- 工業化或いは再販を目的とした納税者間取引で、工業製品税(IPI) と流通税が課税される取引の場合、IPI 額は流通税の課税対象にならない。

3.- 補足令(LEI COMPLEMENTAR)は 流通税の代替 (SUBSTITUIÇÃO TRIBUTÁRIA) その他基本規則を制定する。